平成３０年（フ）第３２２号
埼玉県川越市砂新田４丁目10番地２（ＭＳマンション301号室）、申立時の住所埼玉県川越市南大塚５丁目27番地１（リベラル南大塚２階201号室）
債務者　長谷川　隆
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７８号
千葉県銚子市外川町４丁目10376番地
債務者　加瀬　康子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５４号
静岡県田方郡函南町畑毛649番地の13、前住所静岡県三島市中79番地　コーポフェリーヌ203
債務者　下田潤一朗
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
静岡県田方郡函南町柏谷711番地の22
債務者　中村　克彦
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１８２号
静岡県静岡市葵区川辺町２丁目５番13号　メトロポリタン37　107
債務者　濱口　愛美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８８号
愛知県豊田市逢妻町３丁目33番地　県営２―601号
債務者　林　　進
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８９号
愛知県豊田市逢妻町３丁目33番地　県営２―601号
債務者　林　かすみ
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２５号
愛知県豊田市竹元町新畑３番地３　シェソワ新畑206号、前住所岐阜県岐阜市若福町６番14号　サンテラスＡ　202号室
債務者　中林恵莉子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
三重県松阪市川井町964番地　コーポモリタ104号
債務者　中井　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１９７３号
大阪府門真市末広町34番29―402号、前住所大阪府門真市深田町１番23―605号
債務者　淺野日出男
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２０４号
大阪府寝屋川市八坂町27番17号（402号）
債務者　知念　正則
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２６２号
大阪市生野区巽中１丁目19番24―306号
債務者　遠藤　広美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３３８号
大阪市平野区平野西５丁目４番12号　平野駅前第２ビル　202号
債務者　古川　良志
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４５０号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　岩﨑　昌一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４８５号
大阪市西成区花園南１丁目10番８号　マンション萩　51号室、前住所大阪市西区九条南２丁目26番13―808号
債務者　林　ひろみ
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４８６号
大阪市西区江戸堀２丁目２番５―1308号
債務者　坂田久美子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部